

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【原文】 「一方、教育実習については、附属学校の重要な役割の一つであるにも関わらず、具体的な年度計画等が設定されていないため、今後、適切な年度計画を設定するとともに、計画的な業務の推進に努めることが求められる。」</p> <p>「○ 中期目標において、「附属学校の設置目的を踏まえ、教育研究を一層充実する」とあるが、教育実習の充実に関する適切な年度計画等が設定されていないため、今後は教育実習は附属学校の重要な役割の一つであることを踏まえ、適切な年度計画を設定するとともに、計画的な業務の推進に努めることが求められる。</p> <p>【申立内容】 削除願いたい。</p> <p>【理由】 上記【原文】の本旨は、教育実習の充実に関する計画がないため、その取組みが不明である、と理解いたしました。茨城大学、教育学部および附属学校は、中期目標「附属学校としての設置目的を踏まえ、教育研究を一層充実する」に基づいて、中期計画として「附属特別支援学校にあっては学部と連携し、多様なニーズをもつ子どもの教育内容・方法を追求し、特別支援教育の充実を目指す」を設定し、平成17年度年度計画として「教育実習の手引きの作成を完成し、教育実習生に対する指導マニュアルの作成に着手する。」を設定して、以下に示すような成果をあげてきました。 教育学部及び附属学校園においては、法人化以前から教育実習の充実に取り組んでおり、平成16年度までに教育実習に関して、小学校、中学校および養護教諭養成での「教育実習の</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、下記のとおり修正する。</p> <p>『一方、教育実習については、附属学校の重要な役割の一つであるため、今後、計画的な業務の推進に努めることが期待される。』</p> <p>以下削除。</p> <p>【理由】 事実関係に即した修正。</p>

手引き」が作成されました。このことを踏まえ、平成 17年度計画では、養護学校での教育実習を効果的に行うために、教育学部教育実習委員会と附属養護学校教員が協働して「教育実習生に対する指導マニュアル原案」を作成することとしました。「平成 17事業年度に係る業務の実績に関する報告書」に記述した通り、計画通りマニュアルを完成し、教育実習を実施しました。具体的な効果として、策定した「教育実習の手引き」と「教育実習生に対する指導マニュアル」によって、1) 指導担当教員ごとに行う実習生への講話の内容が明確になるとともに、一貫性を持たせることができたこと、2) 指導教員全員が具体的な指導場面での共通理解を図ることができたこと、3) 配慮が必要な実習生の見極めや対応が速やかに行われるようになったことがあげられます。

平成18・19年度計画では、各附属学校での教育実習に関して、より効果的な実習体制と実施方法ができあがったため、毎年度での継続的实施を前提に具体的年度計画を設定しておりません。それにかわって、学生や大学院生を生かした少人数指導や個人指導などに関する学部と附属学校での実践的教育研究の成果の普及を図ることとしました。

以上のように教育実習の充実への取組みは計画的に行われていると判断していることから、意見を申し立てます。

学部・研究科等の教育に関する現況分析結果

国立大学法人茨城大学

法人番号：15

学部・研究科等番号・名称：1・人文学部

申立ての内容	申立てへの対応
<p>【評価項目】 I 教育水準 3. 教育方法</p> <p>【判断理由】</p> <p>【原文】 「主体的な学習を促す取組」については、<u>演習等における積極的参加の指導の説明に留まり、学内外の学習施設（図書館・自習室・文化施設等）を用いた学生の主体的な学習の状況が触れられておらず、提出された現況調査表の内容では、人文学部が想定している関係者の期待される水準にあるとは言えないことから、期待される水準を下回ると判断される。</u> 以上の点について、人文学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、人文学部が想定している関係者の「<u>期待される水準を下回る</u>」と判断される。</p> <p>【申立内容】 【修正文案】の通り変更願いたい</p> <p>【修正文案】 「主体的な学習を促す取組」については、<u>主題別ゼミや演習等において自ら行う資料調査や発表を通じて積極的に主体的な学習を促していることから、期待される水準にあると判断される。</u> 以上の点について、人文学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、教育方法は、人文学部が想定している関係者の「<u>期待される水準にある</u>」と判断される。</p>	<p>【対応】 意見を踏まえ、判定と判断理由の一部を修正する。</p> <p>【理由】 現況調査表を確認したところ、意見のとおりであったため、以下のとおり修正する。</p> <p>○判断理由 「「主体的な学習を促す取組」については、<u>主題別ゼミや演習等において自ら行う資料調査や発表を通じて積極的に主体的な学習を促していることから、期待される水準にあると判断される。</u> 以上の点について、人文学部の目的・特徴を踏まえつつ総合的に勘案した結果、人文学部が想定している関係者の「<u>期待される水準にある</u>」と判断される。」</p> <p>○判定 「3. 教育方法」の判定を以下のとおり修正する。 「<u>期待される水準にある</u>」</p>

<p>【理由】</p> <p>評価機構からの「実績報告書作成要領」によれば「分析項目 III 教育方法」に関する記述は、以下のようになっております。</p> <p>「観点 3-2」</p> <p>この観点では、学生の主体的な学習を促す適切な取組が行われているか、単位の実質化への配慮がなされているかについて把握します。</p> <p>なお、「単位の実質化」とは、授業時間外の学習時間の確保、組織的な履修指導、履修科目の登録の上限設定等、学生の主体的な学習を促し、十分な学習時間を確保するような工夫を指します。</p> <p>評価機構の判断理由は、学内外の学習施設の利用が不可欠の要素であるよう記していますが、作成要領に従えば学内外の学習施設に関する記述が判断に不可欠の項目であると読み取ることはできません。</p> <p>人文学部では「主体的な学習を促す取組」と「単位の実質化」のための方策・工夫が「観点 3-2」の中心事項であると理解しております。それらは履修指導と演習を中心とした記述において十分に示されていると判断しております。ちなみに資料 1-3-2-1「主体的な学習を促す取組：主題別ゼミナールの概要」に記してある「人文科学およびその周辺分野における情報収集の方法を学んだ上で、テーマについて実際に調査・考察し、（以下略）」という記述は、具体的には図書館の利用方法及び情報収集の方法の学修を示しております。人文学部においては、中央図書館の利用方法、人文図書室の利用方法についての学修を図書館と連携してそれぞれ別個に第 3 週以降に行うことが主題別ゼミナールのシラバスに示されています。以上のように、図書館の利用方法についての指導、情報収集の方法についての指導をもとに、学生の主体的な学習を促す取組を行っています。</p>	
--	--

また、2 年次に開講されている基礎演習は少人数のゼミ形式で行われ、そこでは「専門分野への動機づけや課題意識を与え、課題発見能力、読解力、思考力、表現力」を養う際に、上記の主題別ゼミナールにおいて学修した図書館等の活用を当然前提としてレポート等にまとめ、発表・討論を行います。それを踏まえて、3 年次以降の専門演習が開講されておりますので、3 年次の専門演習を受講する段階においては、学生は図書館の活用、もしくは情報収集の方法についてかなり習熟していることとなります。

このように人文学部における教育と研究にとって図書館の活用は普段に行われており、なんら特筆すべきことではありません。従いまして、図書館等の利用についての言及がないとの理由で、水準を下回るという判断には納得できませんので、修正をお願いする次第です。